平成24年　秋の火災予防運動
推進項目資料

東京消防庁企画調整部広報課

目　次

１　火災から尊い生命を守ろう …… １
(1) 目的 …… １
(2) 実施期間 …… １
(3) 平成２４年上半期の火災状況 …… １
(4) 平成２４年秋の火災予防運動の推進項目 …… ２

２　災害時要援護者を守ろう …… １４
(1) 災害時要援護者を対象とした総合的な防火防災診断 …… １４
(2) 災害時要援護者対応を取り入れた防火防災訓練 …… １５

１　火災から尊い生命を守ろう

平成２４年度東京消防庁防火標語

守りたい　防火の心で　みんなの笑顔

作者　佐藤　晴菜（さとう　せいな）さん（北区在学）

秋の火災予防運動ポスター

⑴　目的

都民の皆様に防火防災に関する意識や防災行動力を高めていただくことにより、火災の発生を防ぎ、万一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財産を守ることを目的としています。

⑵　実施期間

平成２４年１１月９日（金）から１１月１５日（木）まで

⑶　平成２４年上半期の火災状況

平成２４年上半期（１月～６月）に東京消防庁管内で発生した火災は２，６６２件で、前年同期と比べて２４９件減少しました。

火災種別ごとにみると、建物火災は１，７６１件で、前年同期と比べると１８件増加しています。車両火災は６５件減少した１５１件、その他火災が１９８件減少した７４６件、林野火災・船舶火災・航空機火災が各１件となっています。

火災による死者は７７人で、前年同期と比べて２８人増加しています。このうち自損行為を除いた死者は６４人で、２３人増加しています。

年齢区分別でみると、自損行為を除く火災による死者６４人のうち、５歳以下の死者は２人、６歳以上６４歳以下は５人増加の２２人、６５歳以上の高齢者は１６人増加の４０人となっています。

６５歳以上の高齢者は死者全体の６割以上を占めており、最近５年間で最多となっています。この高齢者のうち、６５歳以上７４歳以下の前期高齢者は３人増加の１０人、７５歳以上の後期高齢者は１３人増加の３０人発生しています。

火災による負傷者は４１７人で、前年同期と比べて１４１人減少しています。

出火原因の上位５位をみると、第１位は「放火」で７８７件、第２位は「たばこ」で３５３件、第３位は「ガステーブル等」で２０４件、第４位は「電気ストーブ」で８４件、第５位は「火遊び」で５６件となっています（表１参照）。

建物から出火した火災は、前年同期と比べて２３件増加した１，６８３件となり、住宅・共同住宅等の居住関係用途から出火した火災（以下「住宅火災」という。）は１，０２１件で、建物から出火した火災の６割以上を占めており、そのうち、「共同住宅等」が６５７件で４０件増加し、「住宅」が３６４件で４４件減少しています。居住関係以外の用途をみると、「飲食店」が１４２件、「事務所」が８３件、「百貨店・物販等」が５６件、「工場・作業場」が４８件、などとなっています。

住宅火災による死者（自損を除く。以下同じ。）は５９人で、前年同期と比べて２５人増加しています。

総括すると、前年同期と比べて火災件数は減少に転じたものの、火災による死者は増加傾向となり、特に、高齢者の死者の割合は高くなっています。
（※数値は概数値であり、確定値ではありません。）

表１　主な出火原因別の火災状況（上位１０位）

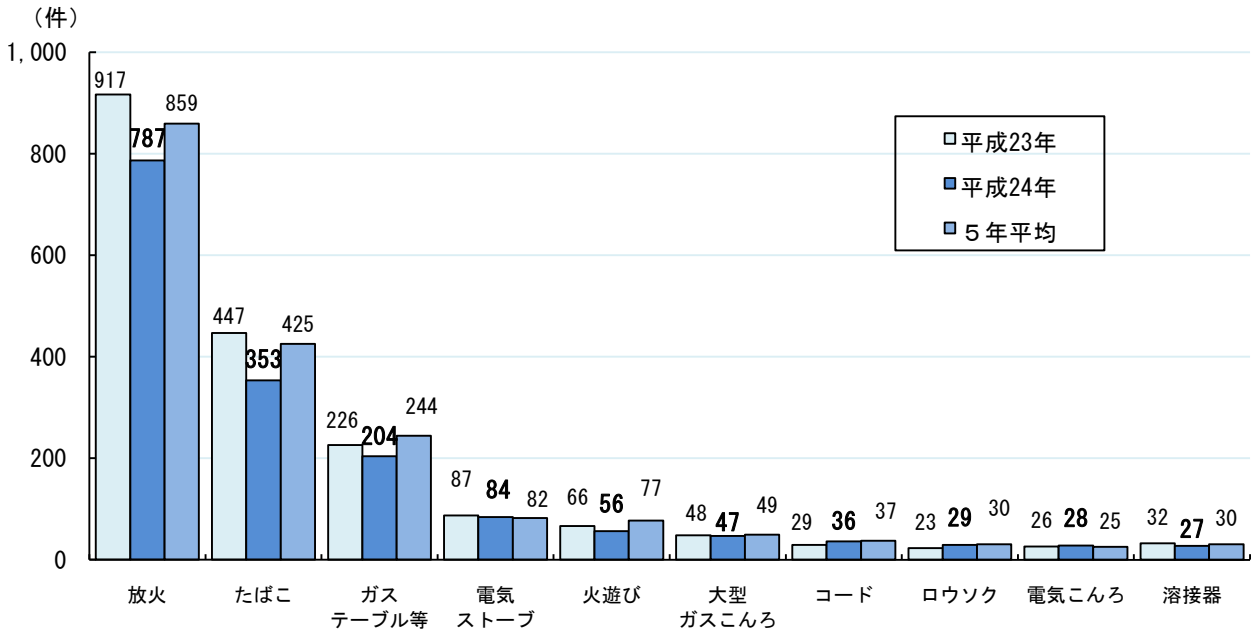

⑷　平成２４年秋の火災予防運動の推進項目

推進項目

１　住宅防火対策の推進
⑴ 住宅火災による死者発生防止対策
ア　住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理の周知
イ　災害時要援護者の人命安全確保対策
ウ　出火原因に着目した出火防止対策
⑵ 消火器や防炎品等の住宅用防災機器等の普及促進
⑶ 放火火災予防対策
２　事業所の防火安全対策の推進
⑴ 防火・防災管理の指導
⑵ 自衛消防活動体制の充実強化
⑶ 違反対象物の公表制度の事業所及び都民に対する周知促進
３　地域の防火安全対策の推進
⑴ 地域住民等が主体となった防火防災訓練の実施と参加の促進
⑵ 幼児期から社会人までの体系的な総合防災教育の推進

ア　住宅防火対策の推進

(ｱ)　住宅火災による死者防止対策の推進

◎　住宅用火災警報器未設置住宅に対する設置促進及び適正な維持管理の周知

★　住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器は、火災の煙などを感知して、音声や警報音で知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。

平成２３年中における住宅用火災警報器の奏功事例は４２３件で、このうち火災に至らなかった事例が２７８件（６６％）あり、住宅用火災警報器による早期発見の効果がみられます。火災になってしまった事例の中でも、ぼやが１１９件と大半を占めており、被害が大きくなる前に消し止められています。

発生箇所別では、台所が３２０件（７６％）と７割以上を占め、次いで居室、階段となっています。このように台所への設置はもちろんのこと、全ての居室、階段にも設置する必要があります。

★　定期的に点検しましょう

住宅用火災警報器は、電池が切れていたり故障していたりすると、いざという時に効果を発揮しません。日頃からお手入れをして、定期的に点検をしましょう。

【お手入れ】

警報器にホコリが付くと火災を感知しにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布でふき取りましょう。

特に、台所に取り付けた警報器は、油や煙により汚れがつくことがあります。布に水や石鹸水を浸し、十分絞ってから汚れをふき取ってください。

【テスト】

正常に作動するか、月に１回はテストをしましょう。テストは、ボタンを押したり、ひもがついているタイプのものは、ひもを引いて行えます。詳しくは製品の取扱説明書をご覧ください。

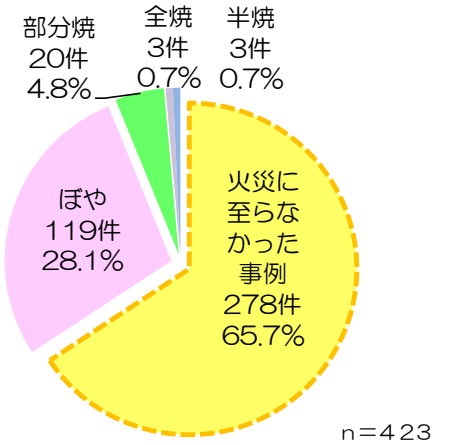

焼損程度別奏功事例

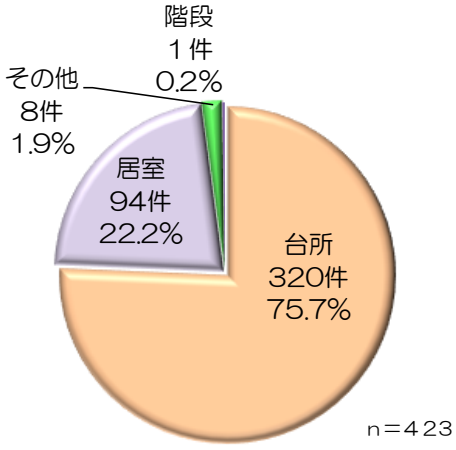

発生箇所別奏功事例

◎　住宅からの出火防止対策の推進

★　調理中はこんろから離れないようにしましょう

住宅火災の出火原因と負傷者の発生原因で一番多いのは「調理器具」です。

「調理器具」による火災の一例として、揚げ物の調理の際に、火をつけたままその場を離れてしまうことで油が過熱され発火し、火災となること等が挙げられます。

また、最近ではＩＨクッキングヒーターを利用する人も増えてきましたが、ＩＨ専用鍋などを使用しなかったために過熱し火災になるケースや、少量の油しか入れずに揚げ物をしようとしたため急激に加熱されて火災になるケース等、不適切な使用により火災になることがあります。

「調理器具」による負傷者では「天ぷら油火災」によるものが大半を占めており、そのほか、ガスこんろを使用中にエアゾール缶の穴あけを行い噴出したガスに引火する火災や、調理中着衣に着火した火災と続きます。着衣着火の予防には、調理中に身につけるエプロンやアームカバーを防炎品にする等の対策が効果的です。

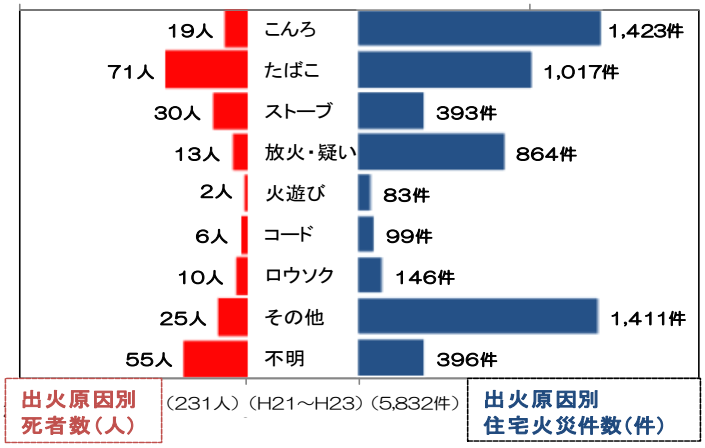

出火原因別住宅火災件数と死者数

☆ポイント☆

・こんろから離れる際は必ず火を消しましょう。

・こんろの周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。

・換気扇や壁、魚グリルなどは定期的に掃除をしましょう。

・調理をする際は防炎品のエプロンやアームカバー等を使用しましょう。

★　寝たばこは絶対にやめましょう

死者が発生した住宅火災で一番多い出火原因は「たばこ」です。

「火源の落下」、「寝たばこ」、「火種の残ったたばこを吸殻でいっぱいの灰皿等へ捨てたり、ゴミ箱やゴミ袋へ捨てる等の不始末」がほとんどを占めており、適切な方法で喫煙していれば火災の発生を防止できたと思われるものが大半であることから、正しい吸殻の処理や喫煙者の防火意識の高揚が重要になります。

また、たばこ火災の着火物では、布団類が最も多く、高齢者に比較的多くみられ、出火時に就寝中や泥酔状態で死亡するケースが目立ちます。

喫煙習慣のある方のためには、「寝たばこは絶対にしない」ということを徹底することはもちろんですが、防炎品のシーツや掛け布団カバーの使用をお勧めします。

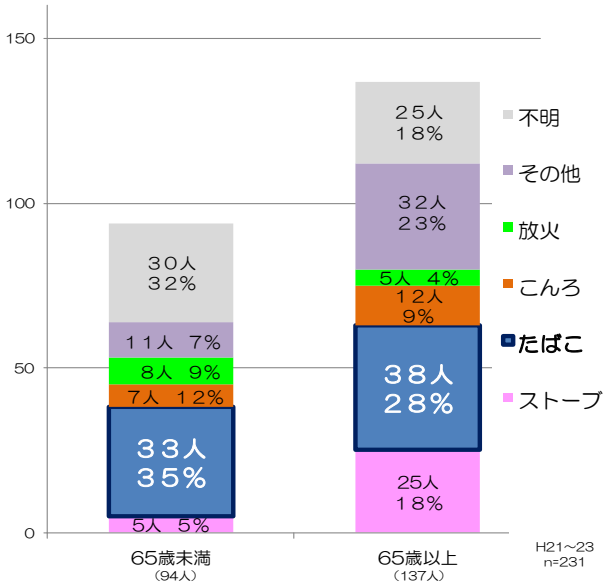

出火原因別死者の割合

着火物＼出火原因		たばこ	ストーブ	こんろ
布団類	65歳以上	16	4	1
	65歳未満	16	2	
衣類・繊維類	65歳以上	7	5	3
	65歳未満	5	1	1
着衣	65歳以上		3	2
	65歳未満			1
くず類	65歳以上	7	1	1
	65歳未満	7		1

（H21からH23までの231人の一部抜粋）

死者の発生した火災における出火原因と着火物

☆ポイント☆

- シーツや掛け布団カバーは防炎品を使用しましょう。
- 灰皿に吸い殻を溜めずに、定期的に捨てるようにしましょう。
- たばこは、布団やベッドの上では絶対に吸わないようにしましょう。
- 吸い殻は完全に消えていることを確認してから捨てましょう。

★　ストーブの周りに物を置かないようにしましょう

平成２１年から平成２３年中に発生した住宅火災５，８３２件のうち、ストーブを原因としたものは３９３件でした。

中でもストーブに可燃物が接触することで火災が多く発生しています。就寝時に何らかの弾みで寝具が使用中のストーブに触れたり、ストーブで洗濯物の乾燥や調理をする等、暖房以外の目的で使用したことが原因で火災になる場合もあります。ストーブの周りには、衣類や寝具類、紙等の可燃物を置かないようにしましょう。ストーブを使用中に、近くに置いてあったエアゾール缶（スプレー缶）が高温になり破裂して、漏れたLPガスに着火するといった火災も起きています。

ストーブによる火災で亡くなった方の８３％（２５人）は高齢者です。そのうち、４０％の１０人が電気ストーブが原因でした。

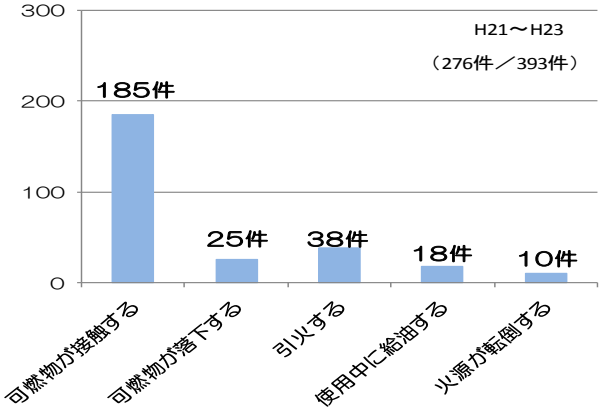

ストーブによる火災の主な出火経過別

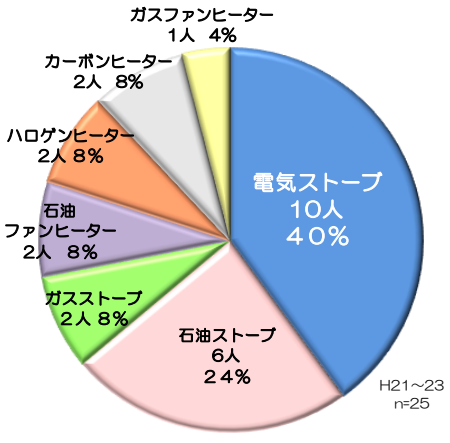

高齢者のストーブの火災による死者の原因詳細内訳

☆ポイント☆
・ストーブの上で洗濯物を干したり、近くで乾かしたりしないようにしましょう。
・部屋を離れる時は、必ずストーブを消しましょう。
・ストーブに給油する時は、必ず火を消してから行いましょう。
・ストーブをつけたまま寝ないようにしましょう。

(ｲ)　消火器や防炎品等の住宅用防災機器等の普及促進

★　エプロンや寝具類などは防炎品にしましょう

焼損面積が少ない火災で怪我をされた方のなかには、「調理中に衣服の裾に火が触れて着火した」「仏壇のろうそくに衣服の袖が触れて着火した」事例などが多くあります。

「着衣」に着火した場合は重症化することが多く、75%の人が中等症以上になっています。燃えにくい「防炎品」を活用することにより、着衣に着火した際におこる被害は軽減されます。

寝たばこは絶対にしてはいけないのですが、万が一に備え、シーツやまくらカバー、掛け布団カバーなどを防炎品にすることによって、火災の被害を軽減することができます。

家庭の身近にある防炎品の品目は、カーテン、寝具類、テント・シート・幕類、非常持出袋、防災頭巾、衣服、布張家具、自動車・オートバイ等のボディーカバー、障子紙、祭壇・祭壇用白布・祭壇マット、防護用ネットなどがあります。購入は、インターネットまたは池袋・本所・立川の各防災館でも一部商品を取扱いしています。基準を満たした商品には、(公財) 日本防炎協会の認定マークが貼付されています。

防炎製品（左）と非防炎製品（右）の比較燃焼実験

（公財）日本防炎協会　認定マーク

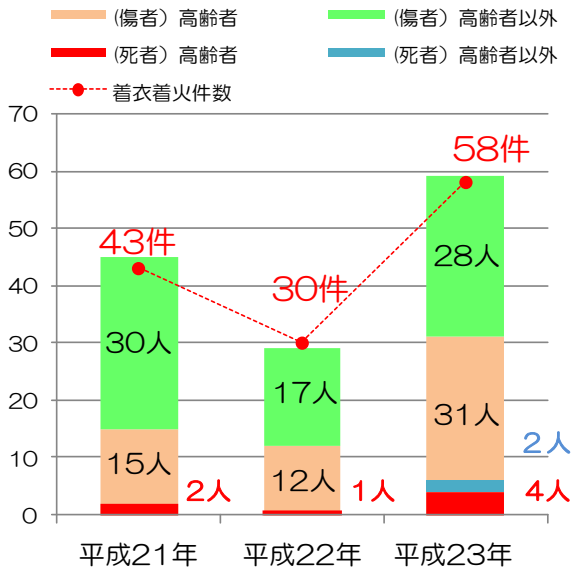

住宅火災における着衣着火件数・死者数・負傷者数

★　消火器を備え使い方を覚えましょう

初期消火を行う際には消火器が大変有効です。

毎年、住宅火災の６割以上で初期消火が実施され、そのうちの５割以上が消火に成功しています。

初期消火に成功すると火災による被害が大幅に減少されます。

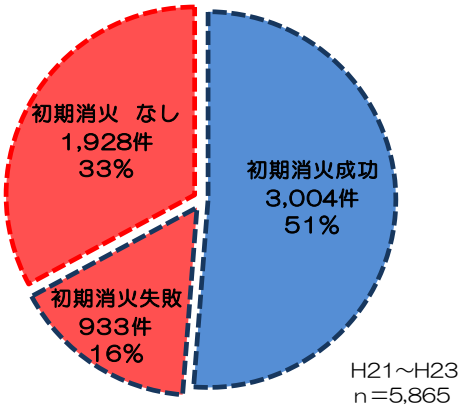

初期消火実施状況

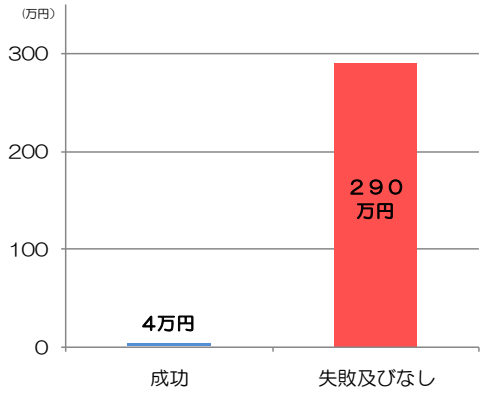

平成23年中の初期消火状況別の平均損害額

いざというときに備えて地域で行われる防火防災訓練の消火訓練に参加して使い方に慣れておくことが必要です。

各消火器メーカーでは、交換推奨年数が８年（住宅用消火器は5年）となっています。設置してある消火器を確認して「耐用年数を過ぎていないか」、「錆びたり、腐食していないか」「大きなキズや変形した箇所はないか」をチェックしましょう。

消火器の廃棄にはリサイクルシールが必要です。２０１０年以降に製造された消火器は、製造時からリサイクルシールが貼りつけてありますが、それ以前のものにはシールが添付されていないのでリサイクルシールを購入し消火器に貼り付けなければなりません。費用等はお近くの消防用設備等取扱い店や（株）消火器リサイクル推進センター（０３－５８２９－６７７３）までお問合せ下さい。

また、小型で持ち運びやすい住宅用消火器や、簡単に持ち運びのできるエアゾール式簡易消火具もあります。

住宅用消火器

エアゾール式簡易消火器

イ　事業所の防火安全対策の推進

(ｱ)　防火・防災管理を充実させよう

火災や地震が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめるために必要な万全の対策を立て、実行すること、それが防火・防災管理です。

過去の火災では、防火・防災管理体制に不備があったために火災が発生、拡大して、尊い人命や貴重な財産が失われてしまったという事例が数多くあります。

悲惨な火災を起こさないためにも、あなたの事業所でも防火・防災管理体制を充実させることが必要です。

★事業所防災計画の作成、見直しをしよう★

東日本大震災では、公共交通機関の停止により、首都圏において約５１５万人の帰宅困難者が発生し、徒歩での帰宅者が道路上にあふれて混乱が生じました。

このことから、帰宅困難者の発生抑制を図るため、新たに東京都帰宅困難者対策条例が制定されるとともに、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示の一部改正が平成２４年３月３０日にそれぞれ公布され、平成２５年４月１日から施行されます。

首都直下地震等に備えて、帰宅困難者対策を一層強化するため、事業所防災計画の作成、見直しをしましょう。

事業所防災計画に定める内容

①震災に備えての事前計画　②震災時の活動計画　③施設再開までの復旧計画

追加事項

・従業員等の一斉帰宅の抑制に関すること。
・従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関すること。
・家族等との安否確認のための連絡手段の確保に関すること。
・家族等との安否確認の実施に関すること。

また、次に掲げる事業所は、消防計画又は予防規程に事業所防災計画を定めることとなっています。

■　消防法第８条第１項に基づく防火管理に係る消防計画の作成及び届出を必要とする事業所
■　消防法第３６条第１項において準用する同法第８条第１項に基づく防災管理に係る消防計画の作成及び届出を必要とする事業所
■　火災予防条例第５５条の３第１項に基づく防火管理に係る消防計画の作成及び届出を必要とする事業所
■　消防法第１４条の２第１項に基づく予防規程の作成及び認可申請を必要とする事業所

詳しくは、管轄の消防署にお問い合わせください。

(ｲ)　自衛消防活動体制を充実させよう

自衛消防隊は、火災が発生した場合の１１９番通報、公設消防隊が到着するまでの初期消火、避難誘導などの初動対応をしっかりと行う必要があります。

それぞれの事業所の用途に応じた自衛消防訓練を実施しましょう。

実効性ある訓練を実施するためには「実態にあった訓練想定」を作ります。そして、可能な限り、実際に設置されている消防用設備等を使用して実施することが重要です。

また、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設などでは、夜間など職員の少ない時間帯を想定して実施します。

訓練の後は、訓練方法や消防計画などに修正の必要がないか、必ず実施結果を検討し、今後の防火・防災管理に反映させるようにしましょう。

自衛消防隊編成表（例）

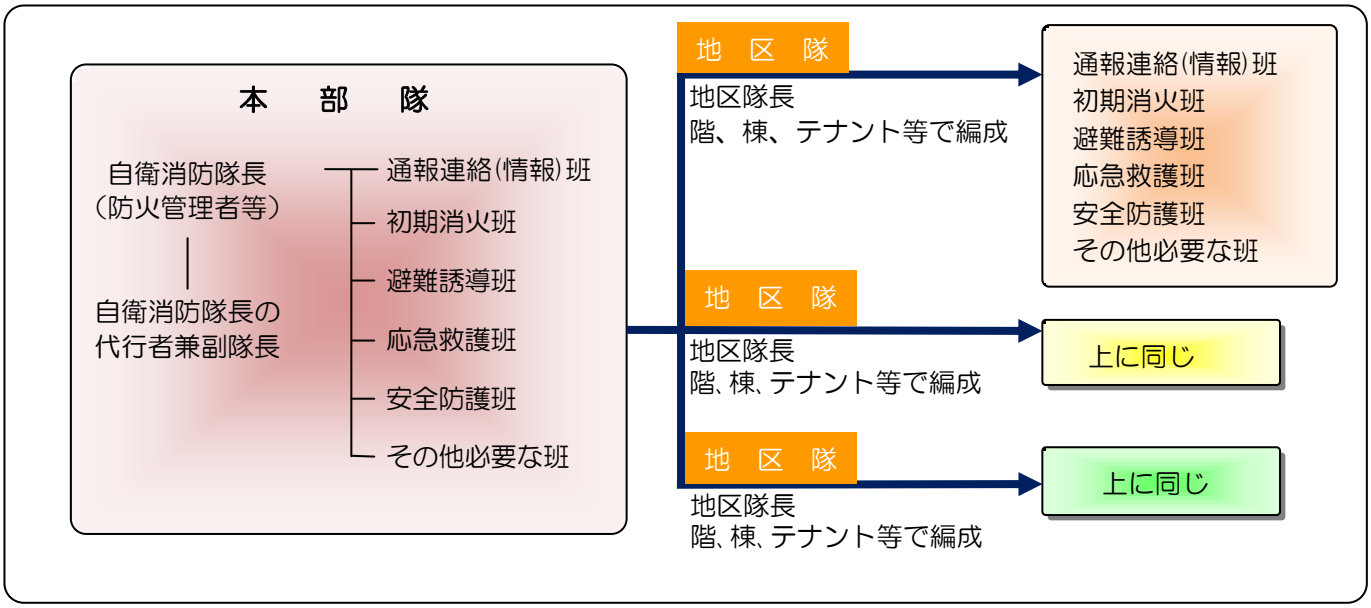

消防法では、飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院などの事業所（特定防火対象物）に対して、年２回以上の消火及び避難訓練を義務付けています。さらに、防災管理が義務付けられる場合は、これらの訓練とは別に防災管理に係る消防計画に基づく年１回以上の避難訓練も実施する必要があります（自衛消防訓練を実施する場合には、事前にその旨を消防署に自衛消防訓練通知書で通知する必要があります。）。

その他の用途の事業所についても、定期的に自衛消防訓練を実施しましょう。

(ｳ)　違反対象物の公表制度について知ろう

火災予防条例の一部改正により、違反対象物の公表制度が創設され、平成２３年４月１日から運用を開始しました。

公表制度とは？

平成２１年１１月に発生した高円寺南雑居ビル火災の状況や緊急一斉立入検査の結果、多くの雑居ビル等は、関係者の防火意識が低く、法令違反を一度是正させても再び違反が繰り返されていることが明らかになりました。

さらに、有識者等で構成する検討部会の提言や「建物やテナントの消防法令違反を知りたい」というモニタリング調査の結果等を踏まえ、立入検査で把握した建物の違反情報を公表する制度を創設しました。

この制度により、都民の方が建物の違反情報を知ることができ、建物や店舗を利用する際の判断の目安となるほか、火災予防に関する関心を高め、事業所関係者を中心とした防火意識の向上などが期待できます。

公表の対象となる建物は？

東京消防庁管内の建物における次のパターン１、２に該当する場合に、当該違反内容を関係者に通知してから一定期間経過後においても同一の違反が認められる場合に公表します。

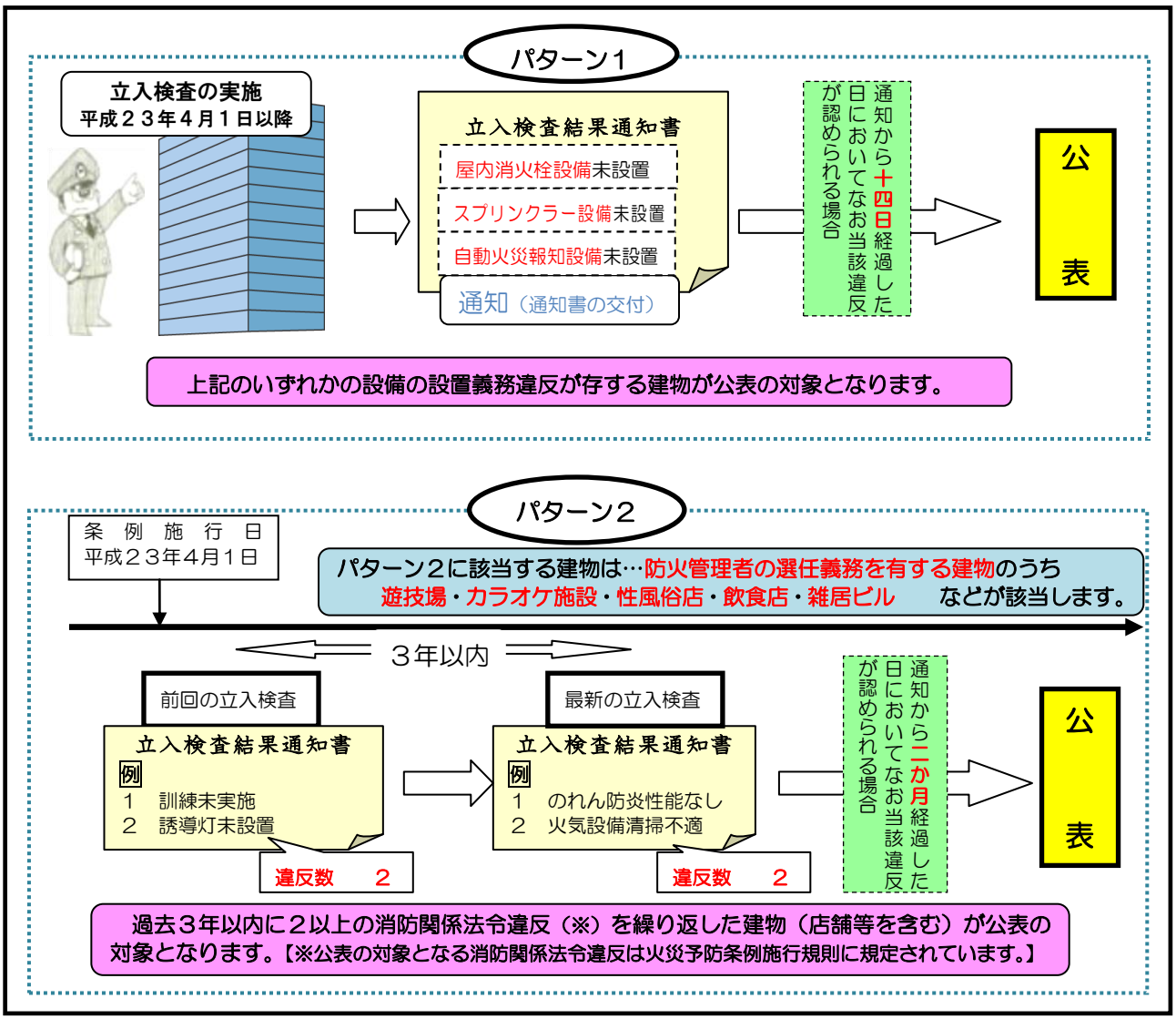

公表する内容は？

・建物の名称　　【例：○○ビル】

・所在地　　【例：東京都○○区○○町○丁目○番○号】

・消防関係法令違反の内容【例：スプリンクラー設備未設置（防火対象物全体）、訓練未実施（○階居酒屋○○）　…など】

公表する方法は？

・東京消防庁ホームページ（http://www.tfd.metro.tokyo.jp）に掲載します。

・公表している違反対象物を東京消防庁本部庁舎、所轄する消防署、消防分署及び消防出張所で閲覧することができます。

なお、公表中の違反については、是正されたことを確認した場合に削除します。

ウ　地域の防火安全対策の推進

(ｱ)　幼児期から社会人までの体系的な総合防災教育の推進

a　総合防災教育の実施について

学校の授業、行事などで総合防災教育を行いましょう。消防職員や消防団員が防火防災についての講話、消火訓練などの指導を行いますので、最寄りの消防署にご相談ください。

また、家庭や地域でも、子どもたちに防火防災について教育する機会をつくりましょう。

b　幼少年に対する総合防災教育の推進

(a)　火遊び

平成２３年中に東京消防庁管内では、５，３４１件の火災が発生しました。

このうち火遊びは、火災原因の第５位を占めています。

このことから、入園・入学、新学期などの時期とらえ、幼稚園、保育所、学校をはじめ、ご家庭でも子どもたちに火遊びの恐ろしさや火の大切さなどを教えましょう。

(b)　火遊びによる火災の発生状況

平成２３年中の火遊びによる火災は１０９件発生しており、前年と比べて６件減少していますが、負傷者は２２人で、５人増加しています。

また、出火箇所をみると、建物から出火した火災４３件のうち、居室から出火しているものが１４件（３２．６％）と最も多く、次に「便所」の７件（１６．３％）で、紙製品やごみくず等にライターなどを使って火遊びをしています。

建物以外の火災６６件では、「公園」が２５件（３７．９％）、「敷地内」が２１件（３１．８％）などとなっており、枯草や立木などが着火物となっています。

発火源では、「ライター」が４３件（３９．４％）と最も多く、次いで「マッチ」が１６件（１４．７％）などとなっています。

(ｲ)　幼少年の火遊び対策の基本的なあり方

火遊びを防ぐためには、子どもの年齢や火に対する理解度、性格など、様々な要素を考慮したきめ細かな指導を行わなければならず、その実施に当たっては、家庭、学校、地域社会及び消防機関がそれぞれに役割を分担し、連携を図りながら取り組む必要があります。

家庭での火遊び防止対策

① **幼少年による火遊びで、重大な被害を招いた火災も発生しています。**
年齢に関係なく、火気用品は施錠できる場所で厳重に管理しましょう。

② **点火用具や燃焼器具を適切に管理するとともに、子どもたちだけを残して外出するのはやめましょう。**

- マッチやライターなどは、施錠できる場所で厳重に管理しましょう。
- アイロン、ヘアドライヤー等は、いたずらされない場所に保管しましょう。

③ **幼少年が火に対して強い興味を示す時期には、火遊びの危険性について教えましょう。**

- テレビ、新聞等で火災のニュースが報道されるときをとらえ、火遊びは大きな火災に至ったり、人命を失うおそれがあることなど、火の怖さを教えるとともに、日頃から家庭での防火のしつけをしましょう。

④ **火気を取り扱う場合には、正しい火の知識と消火方法について教えましょう。**
花火などをするときは、大人が付き添い、必ず消火のための水を用意しましょう。

知っていますか？　CR（チャイルドレジスタンス）ライター

CRライターとは、幼児の火遊びによる事故を防止するため、２つ以上の動作を同時にしないと点火しない、ある程度の力がないと点火ボタンを押せない、といった幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）を備えたライターです。

使い捨てライターなどについては、平成２３年9月２７日以降、チャイルドレジスタンス機能等を備えたライターでなければ販売できなくなりました。

しかし、CRライターであっても、なかには点火できる子どももいるため、施錠できる場所で厳重に管理しましょう。

学校での火遊び防止対策

① **総合防災教育等を通じて、火遊びによる火災の恐ろしさを教えましょう。**

② **小学校の児童には、火遊びをしないよう教えましょう。**

- ライターやマッチで遊ばないよう注意しましょう。
- 正しい火の取り扱い方を教えましょう。

③ **常に人のいない教室などは施錠するなど、火遊びができない環境をつくりましょう。**

地域社会での火遊び防止対策

① **公共の場所などに捨てられているマッチやライターはきちんと処分するなど、地域が一体となって火災予防に取り組みましょう。**

② **火遊びの場所となりやすい空家や無人の倉庫などは、施錠等を徹底しましょう。**

③ **可燃性のゴミなどの管理を徹底し、地域で火遊びができない環境をつくりましょう。**

④ **子どもたちに、火災の怖さや正しい火の取り扱いを教えるほか、火遊びをさせないよう注意しましょう。**

⑤ **子どもたちが火遊びをしているところを見たら、その場で注意してやめさせましょう。**

(ｳ)　「お・か・し・も」の約束

避　難　の　約　束	
	おさない 避難するときに前の人を押すと、押された人が倒れ、倒れた人につまずいてまた次の人が倒れてしまいます。 大勢の人の下敷きになった一番下の人は、押しつぶされてとても危険です。 廊下や階段でこのようなことが起きてしまうと、もっと後ろの方の人は動けなくなるため、避難をするときは「おさない」でください。
	かけない 走らないことを「かけない」といいます。 早く避難しなくてはいけませんが、走って転ぶ人がいると押されて倒れた人が出たときと同じことが起きてしまうため、避難をするときは「かけない」でください。
	しゃべらない しゃべっていると、その話に夢中になってしまいます。 まわりの人はしゃべっている人の声で、先生や放送の指示が聞こえなくなってしまうため、避難をするときは「しゃべらない」でください。
	もどらない 大切なもの、大事なものを教室や部屋の中へ置き忘れてしまったとしても、もとの場所へもどってはいけません。 もどったときにはもっと煙が多くなり、火が燃え広がってしまっているため、「もどらない」でください。

２　災害時要援護者を守ろう

平成２４年１月１日現在、東京消防庁管内（稲城市及び島しょ地域を除く、東京都全域）における６５歳以上の方（以下「高齢者」という。）は2,610,354人（前年比43,526人増）で、東京消防庁の管内人口12,573,905人（前年比38,755人増）の20.8％を占めています。高齢者人口は今後も急速に増加し、平成２７年には、都民の４人に１人が高齢者となる超高齢社会が到来すると推計※されています。

こうした状況の中、東京消防庁は、高齢者や身体障害者等のうち災害への対応力が弱く、防災上支援を必要とする方（以下「災害時要援護者」という。）の安全対策に係る各種取組を推進しており、平成２４年度からは、災害時要援護者に対する総合的な防火防災診断を各消防署で試行的に実施するなど、その取組をより一層強化しています。

※参考資料：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」（平成19年5月推計）

⑴　災害時要援護者を対象とした総合的な防火防災診断

過去５年間の火災による死者の発生状況をみると、毎年半数以上が高齢者となっています。（図１）

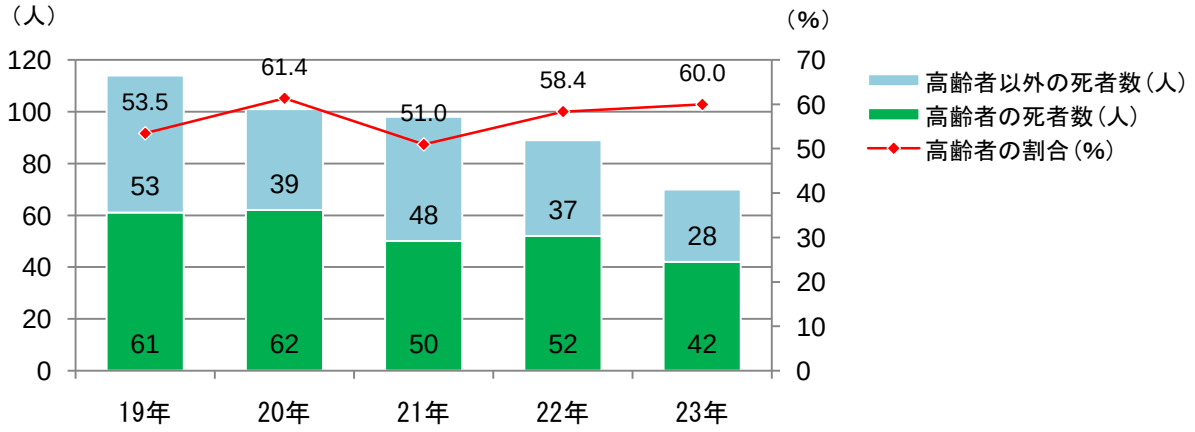

図１　火災による死者の発生状況（自損による死者を除く）

また、火災による死者の多くが住宅火災において発生している事実を踏まえると、高齢者等の災害時要援護者の居住環境の安全化を図ることが、火災による犠牲者を減らすために必要不可欠であると言えます。

こうした背景の中、東京消防庁では災害時要援護者のお宅を職員が戸別に訪問し、住宅の防火防災対策、家庭内事故防止対策や住宅用防災機器等の普及促進など、暮らしの安心・安全に係る事項を総合的に確認し、アドバイス等を行う総合的な防火防災診断を推進しています。本事業は、消防だけではなく、災害時要援護者と日頃から接点のある地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員等の福祉関係機関や区市町村、町会自治会等と連携して実施しており、地域が一体となって災害時要援護者の安心・安全を確保していくことを目的としています。（図２）

２４年度中は、各消防署で総合的な防火防災診断の取組を試行的に実施し、今後の本格運用に向けた仕組みづくりを進めます。

◆総合的な防火防災診断でチェックする項目（一例）

①　火災対策について

・ガス台周りの使用状況、管理状況等
・暖房器具の使用状況、管理状況等
・喫煙の有無、吸いがらの廃棄状況等
・電気器具の使用状況、管理状況等
・家の外周部の状況（放火危険の有無）
・住宅用火災警報器の設置状況、管理状況等
・住宅用消火器の有無、管理状況等

②　地震対策について

・家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況
・地震が発生したときの行動について
・非常時持ち出し品の準備状況
・避難場所や安否確認の方法について

③　家庭内事故対策について

・転倒事故防止対策の実施状況
・熱中症対策について
・入浴事故対策について
・一酸化炭素中毒事故対策について

図２　災害時要援護者に対する総合的な防火防災診断の様子

⑵　災害時要援護者対応を取り入れた防火防災訓練

大地震等の大規模災害が発生した際の行動として、自分の身は自分で守る「自助」及び地域の中でご近所同士が助け合う「共助」の考え方に基づく地域の防災力の向上を、各種訓練等を通じて積極的に推進しています。そうした中、地域の災害時要援護者を大規模災害から守るためには、平時の訓練の中に災害時要援護者の安否確認要領や搬送支援要領など、災害時要援護者への対応訓練を取り入れることが重要です。

各消防署では、管内にある障害者団体や町会自治会等に積極的に訓練実施の働きかけを行い、互いが互いの存在を認識し、有事の際には災害時要援護者を地域住民によって避難の支援や救出救護するなど、地域の防災行動力の向上を推進しています。

【取組事例１】

Ａ地域では、消防署との連携のもと、肢体不自由者の当事者団体が積極的に地域の防火防災訓練に参加しており、他の地域住民とともに防災行動力の向上に努めています。（図３）

当該障害者団体の代表者は「訓練を通じて、自分たちのような、災害時に支援が必要な人が地域の中にいるということを近隣住民の方々に知ってもらい、日頃から顔と顔が見える関係を構築しておくことが重要」と話しており、地域住民とともに定期的に訓練を実施することで、地域の災害時要援護者に対する理解を深め、地域における自助力・共助力の向上を図っています。

図３　訓練に参加する肢体不自由者

【取組事例２】

Ｂ地域では、管轄する消防署が介護福祉関係者を対象にした防災訓練を実施しており、災害時要援護者を支援する立場にある職員等の防火防災意識の高揚を図っています。

今回の訓練は、消防署の敷地内で行われ、応急救護訓練、身体防護訓練、初期消火訓練、高齢者疑似体験訓練（図４）、避難支援資器材活用訓練（図５）などが２時間かけて実施され、参加者からは「大地震などの有事の際に、どのようにして高齢者の方々を助けてあげればいいかを学ぶことができ、非常に貴重な経験となった。今後も継続して訓練に取り組みたい」などの声が聞かれました。

図４　高齢者疑似体験訓練
（高齢者の身体的特徴を再現する器具を着用し、災害時要援護者の状況・気持ちを理解する。）

図５　避難支援資器材活用訓練
（階段避難器具を活用し、災害時要援護者を安全に避難させる。）

東京消防庁では今後も積極的に災害時要援護者に対する各種安全対策を推進していきます。今回紹介した、災害時要援護者を対象とした総合的な防火防災診断や災害時要援護者対応を取り入れた防火防災訓練についての詳しい内容は、お近くの消防署にお問い合わせください。

問合せ先

東京消防庁　企画調整部　広報課広報係
電話　０３－３２１２－２１１１（代表）
内線　２３０２　２３０８